

徳島県犯罪被害者等支援事業費助成金交付要綱

（助成金の交付）

第1条 知事は、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、転居に要する経費及び再提訴に要する経費に対し、予算の範囲内で、徳島県犯罪被害者等支援事業費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- （2）犯罪被害 犯罪行為による生命又は身体に対する被害をいう。ただし、警察に被害が認知されており、かつ、当該認知の事実が警察、国、地方公共団体、その他の関係機関（以下「警察等」という。）への照会等により知事が確認できるものに限る。
- （3）犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- （4）性犯罪 刑法第176条、第177条、第179条、第181条及び第241条の罪並びにこれらの罪の未遂罪をいう。
- （5）重傷病 負傷もしくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- （6）精神疾患 刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐、人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。
- （7）遺族 犯罪被害者の死亡の当時、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（徳島県パートナーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップの関係

にあった者を含む。)を含む。)で、犯罪被害者が被害を受けたときに犯罪被害者と同居していた者

イ 犯罪被害者の二親等以内の親族で、犯罪被害者が被害を受けたときに犯罪被害者と同居していた者

- (8) 再提訴 犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命じる確定判決を有しているにもかかわらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けることなく消滅時効が迫っている場合において、消滅時効完成前に再度損害賠償請求訴訟を提起することをいう。

(経費及び助成額)

第3条 第1条の経費及び助成額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、助成金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、別紙4に掲げるとおりとする。

3 規則第3条の知事の定める期日は、別表の助成要件に定める日までとする。

4 規則第11条の規定による実績報告は、本条に定める書類の提出をもって代えるものとする。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による助成金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、必要に応じて警察等への照会を行う等により、その内容を調査するものとする。

2 知事は、前項の規定による調査により助成金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定及び交付額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(交付の決定をしないことがある場合)

第6条 知事は、次の各号に該当するときは、助成金の交付の決定をしないことがある。

(1) 申請者(犯罪被害者以外の者が申請する場合にあっては、申請者又は犯罪被害者。本条の他の号において同じ。)が、他の公的な機関の同様の制度により助成対象経費に係る助成を受けているとき。

(2) 申請者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、申請者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団等」という。)のほか、暴力団等に協力し、

又は関与する等暴力団等と密接な関係を有する者であったとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でない認められるとき。

(助成金の請求)

第7条 第5条第2項の規定による通知を受けた者は、助成金請求書(様式第2号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に助成金の請求をしなければならない。

(助成金の支払)

第8条 知事は、前条の助成金請求書等を受理した後に、助成金を支払うものとする。

(届出)

第9条 申請者は、第6条各号のいずれかに該当するに至ったときは、助成制限事項該当届出書(様式第3号)により速やかに知事に届け出なければならない。

- 2 申請者は、助成金の交付を受けた後に、加害者又はその関係者から助成対象経費に係る弁償を受けたときは、(転居・再提訴)費用弁償届出書(様式第4号)に、その事実が確認できる書類を添付して、速やかに知事に届け出なければならない。

(決定の取消し)

第10条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、規則第8条第1項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請者から前条の規定による届出を受けたとき。

(2) 申請者が第6条各号又は前条第2項に規定する場合に該当することが判明したとき。

(3) 申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

- 2 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 知事は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(個人情報収集及び提供)

第 12 条 知事は、助成金の交付を行うに当たり必要な範囲内において、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号)及び個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号)に基づき、警察等から個人情報を収集し、提供を受けるものとする。

(報告等)

第 13 条 知事は、必要に応じて、助成金の交付を受けた者に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(帳簿等の保管期間)

第 14 条 規則第 16 条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、助成金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行し、転居費用助成は令和 8 年 4 月 1 日以後に行われた犯罪行為に起因する犯罪被害について、再提訴費用助成は令和 8 年 4 月 1 日以後に再提訴を行った場合について、それぞれ適用する。

別表（第3条及び第4条関係）

助成対象事業	助成対象者	助成対象経費	助成要件	助成率及び 助成限度額
(1) 転居費用助成	犯罪被害者又は その遺族	転居に要する次に掲げる経費 1 運送に要する費用 2 荷造り等のサービス（運送事業者が行ったものに限る。）に要する費用 3 その他知事が認める費用 ただし、他の公的機関の同様の制度により助成対象経費の支援を受けているときは、助成金の交付決定をしないことがある。	1 申請者が次に掲げる要件の全てを満たす者であること。 (1) 犯罪被害者が被害を受けた犯罪行為が、次のいずれかの犯罪に該当すること。 ア 殺人、強盗致死傷、性犯罪 イ 逮捕・監禁、略取誘拐、傷害致死又は全治1か月以上かつ通算3日以上入院を要する傷害 ウ その他転居費用助成金の交付が特に必要であると知事が認める犯罪 (2) 犯罪被害が警察に認知されており、かつ、当該認知の事実が警察、国、地方公共団体、その他の関係機関への照会等により知事が確認できること。 (3) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者が次のいずれかに該当する者であること。 ア 県内に住所を有している者（住民票その他の書類により確認できる者に限る。） イ やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している者（県内に居住していることが書類により客観的に確認できる者に限る。） (4) 申請者が、次のいずれかに該当する者であること。 ア 犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく損壊したために、従前の住居に居住することができなくなった犯罪被害者又はその遺族 イ 犯罪行為による被害を受けた場所が、犯罪被害者の住居又はその付近であるなど、二次被害の発生、再被害のおそれその他の事情により、従前の住居に居住し続けることが困難となった犯罪被害者又はその遺族 ウ 本要綱に基づく転居費用助成金の交付を受けた後、転居先（県内に限る。）において二次被害が発生し、又は再被害のおそれがあることにより、再度の転居が必要であると認められる犯罪被害者又はその遺族 エ その他転居費用助成金の交付が特に必要であると知事が認める者 2 申請者が未成年の場合は、転居に関して保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）の同意を得ていること。 3 当該犯罪被害を受けた日の翌日から起算して1年以内に第4条に規定する助成金交付申請書兼実績報告書を知事に提出すること。	【助成率】 定額 【助成限度額】 20万円 当該犯罪被害の事案について1回の転居費用を限度とする。ただし、「助成要件」1(4)ウに該当する場合は、助成限度額の範囲内で、2回までの転居に関し、交付することができる。

助成対象事業	助成対象者	助成対象経費	助成要件	助成率及び 助成限度額
(2) 再提訴費用助成	損害賠償請求について再提訴をした者	再提訴に要する次に掲げる経費 再提訴の際に裁判所に対し支払う費用を対象とし、その額は民事訴訟費用等に関する法律（昭和 46 年法律第 40 号）の規定に基づき算出した額とする。 ただし、他の公的機関の同様の制度により助成対象経費の支援を受けているときは、助成金の交付決定をしないことがある。	1 申請者が次に掲げる要件の全てを満たす者であること。 (1) 犯罪行為により死亡、重傷病又は精神疾患を負ったことに対する損害賠償請求について、再提訴をした者 (2) 再提訴をした日において、次のいずれかに該当する者 ア 県内に住所を有している者（住民票その他の書類により確認できる者に限る。） イ やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している者（県内に居住していることが書類により客観的に確認できる者に限る。） 2 再提訴に係る判決が言い渡された日の翌日から起算して 5 年以内に第 4 条に規定する助成金交付申請書兼実績報告書を知事に提出すること。	【助成率】 定額 【助成限度額】 33 万円 1 件の損害賠償請求の事案について、1 回の再提訴を限度とする。